



NO. 858

令和2年

8月1日号

この広報紙は、環境に配慮したバージンパルプを使用しています。

広報



カタログポケット QRコード 公式ツイッター QRコード



●発行 八街市
●編集 総務部秘書広報課
●発行日 毎月1日・15日
〒289-1192
千葉県八街市八街ほ35番地29
☎(043) 443-1111
FAX (043) 444-0815
ホームページ
https://www.city.yachimata.lg.jp/

人口の動き 7月1日現在 人口68,809人(前月比-55人) 男35,187人女33,622人世帯数31,877世帯

高校生等医療費助成制度がはじまります ～子ども医療費助成制度の対象年齢を高校生まで拡大～

市では現在、中学生までを対象とした「子ども医療費助成」を実施しておりますが、子育て世代の更なる負担軽減を図るため、8月から市内在住の高校生などを対象に医療費を助成する「高校生等医療費助成制度」を開始します。

助成方法は償還払い方式です

医療機関で医療費(患者負担分)をいったんお支払いいただき、その領収書などを添えて申請する「償還払い方式」で助成します。
※「子ども医療費助成制度の受給券」の現物給付方式ではありません。

申請受付開始 9月1日(火)

※令和2年8月1日以降の診療分が対象です。

対象となる方

八街市に住民登録がある高校生などの保護者
(15歳に達した日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後最初の3月31日まで)

自己負担金

通院1回・入院1日につき300円

保険調剤は無料

※住民税所得割が課税されていない世帯はすべて無料です。

助成の流れ(申請方法)

①医療機関で医療費を支払い、「領収書」を受け取る。

②次の書類を健康増進課に提出してください。

【お持ちいただくもの】

- ・申請書(高校生等医療費助成金支給申請書)
- ・医療機関に支払った領収書(コピーは不可)
- ・高校生等の健康保険証
- ・保護者名義の振込口座がわかるもの
- ・印鑑

※ほかにも必要に応じて添付する書類があります。
※申請書は、健康増進課窓口で配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます。

③助成対象医療費から自己負担金を差し引いた金額が指定口座に振り込まれます。

健康保険が適用される医療費が助成対象です

医療機関に支払った医療費で、健康保険が適用される医療費が対象となります。

学校管理下での負傷や疾病で、日本スポーツ振興センターの災害共済給付が受けられる場合などは対象にはなりません。

健康増進課

☎443-1631

8月1日からの医療費助成制度一覧

	高校生等医療費助成制度	子ども医療費助成制度
対象年齢	高校生相当の年齢の方 (15歳に達した日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後最初の3月31日まで)	0歳から中学校3年生までの方 (15歳に達した日以後の最初の3月31日まで)
対象医療費	健康保険の適用される医療費	
自己負担金	(負担基準額) 通院1回、入院1日につき300円、保険調剤は無料 ※住民税所得割が課税されていない世帯はすべて無料	
助成方法	○償還払い方式 医療機関に支払った領収書などを申請書に添付して、市の窓口へ申請する。	○現物給付方式 受給券を健康保険証とともに医療機関に提示する。 ○償還払い方式(同左)



新型コロナウイルス感染症の影響に伴う各種支援の追加情報(その2)は、2ページに掲載しています。

10月、11月に開催を予定していた第63回八街市民文化祭は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となりました。
楽しみにされていた皆さまに、お詫び申しあげます。
☎443-1464
社会教育課

第63回八街市民文化祭
開催中止のお知らせ

☎443-3021
八街ふれあい夏まつり実行委員会(八街商工会議所内)

8月に開催を予定していた第29回八街ふれあい夏まつりは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止とすることが決定しました。
本イベントを楽しみにされていた皆さまには、ご理解ください。よろしくお願いいたします。
☎443-1631

第29回八街ふれあい夏まつり
開催中止のお知らせ

記号の見方

時

日

時

場

会

場

内

容

対

象

定

員

費

用

申

込

み

縮

め

切

り

持

持

ち

物

問

い

合

わ

せ

FAX

4

4

4

0

8

1

5